

11 自己点検・評価等に関する事項

本学は、自主・自律のもと、建学の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動を展開し、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。

その実現のために教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証することが必要であると考えます。

こうしたことから、本学としては、「機関（組織）としての自己点検・評価」と大学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から自己点検をおこなう内部質保証システムを確立し、大学の質保証をめざす。

1 自己点検・評価について

1 自己点検・評価について

学内各組織・各機関は、「龍谷大学自己点検・評価データベースシステム」を活用し、自らの活動について点検・評価をおこない、その結果を自己点検・評価シートに取りまとめる。

取りまとめた自己点検・評価の結果は、全学大学評価会議で学内評価をおこない、その結果を学内各組織等にフィードバックする。

こうした自己点検・評価活動を通して、明らかになった課題や改善点等を踏まえ、学内各組織等は、自己改善をおこない、教育研究をはじめとする大学諸活動の維持・向上に努めるとともに、その活動状況を社会に公表し説明責任を果たす。

2 第三者による評価について

1 認証評価機関による評価

学校教育法の改正により2004年度からすべての国公立大学は7年に1度（専門職大学院は5年に1度）国によって認証された第三者評価機関による評価を受けることが義務づけられている。

本学では、自己点検・評価の信頼性と妥当性を高める上で、こうした認証評価機関による評価は重要であると認識している。

そのため、本学は、2006年度に大学基準協会による相互

評価並びに認証評価を受け、大学評価の基準に適合しているとの認定を受けた。その際、助言として提言された事項については、計画的に改善に努め、2010年度同協会に改善報告書（中間報告書）を提出した。長所として特記された事項についてはさらなる充実を図る。

また、本学法科大学院においては、2009年度に大学基準協会による認証評価を受け、法科大学院基準に適合しているとの認定を受けた。その際に受けた助言等については、計画的に改善に取り組むとともに、一層の充実をめざす。

さらに、本学短期大学部において、2010年度に大学基準協会による認証評価を受審し、短期大学認証評価において適合認定を受けた。その結果を踏まえ、さらなる改善に努める。

2 格付けの取得・公表

本学校法人は学外機関による評価及び学外への情報開示の一方策として、2005年4月に株式会社格付投資情報センター（R&I）から「AA-（21段階中上位4番目）」の格付けを取得し、以降毎年度、同様の格付けを維持してきた。

格付けの有効期間は1年間であることから、2011年度においても同社による調査を受け、格付けを継続して取得することとする。

また、格付け評価を広く社会に公表することにより、本法人の学校運営にかかる健全性や積極性等をアピールし、ステークホルダーをはじめとする社会全体からの支持基盤をより強固なものとするように努める。なお、評価については、前回は維持しながら、将来的にはより高い評価が得られるよう努めるとともに、評価の内容・事由等を本学校法人及び大学の運営にフィードバックし、有効に活用していくこととする。

3 教員評価について

大学活動の中心となる教育研究活動は、個々の教員の個性、専門性、独創性などによって支えられ、意義あるものとなっている。そのため、教員は自らの意思と責任で、自身の活動を点検し、教育研究活動等の維持・改善・向上に意欲的に取り組むことが必要である。

こうした教員個人の諸活動に対する自己点検を実施するため、その制度内容等について検討を進める。